

## 事業の後援に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新潟開港150周年記念事業に資すると認められる事業の後援に関して必要な事項を定めるものとする。

### (後援の定義)

第2条 後援とは、その事業の趣旨に賛同し開催を援助するため名義使用を認めることをいう。

### (承諾の基準)

第3条 後援の承諾は、事業の目的及び内容が実行委員会の事業成功に寄与するもので、次の各号に掲げる承諾基準に該当する場合に行うものとする。

#### (1) 事業主催者の承諾基準

- ア 法人格のある団体
- イ 任意団体
- ウ その他会長が適当と認めるもの

#### (2) 事業目的及び内容の承諾基準

- ア 実行委員会の後援事業としてテーマや趣旨が妥当であること
- イ 特定の宗教や政治のための活動と認められる事業でないこと
- ウ 法令または公序良俗に反する事業でないこと

#### (3) その他の承諾基準

- ア 主催者は事業計画を明確にし、事業の遂行を確約すること
- イ 行事の開催、開設等の場所には、公衆衛生、公害防止等について十分な設備及び措置を講じること
- ウ 過去に後援をしたものについては、承諾の条件が遵守されているものであること

### (後援の申請)

第4条 後援を受けようとする者は、あらかじめ別紙様式第1号による申請書を提出し、その承諾を受けなければならない。

### (承諾の通知)

第5条 後援を承諾する場合には、当該申請者に対し別紙様式第2号による承諾書を交付するものとする。

### (事業中止等の届出)

第6条 主催者は、後援の承諾を受けた後に事業の中止又は事業内容等に変更があった場合には、速やかにその旨及び内容を別紙様式第3号により届け出なければならない。

### (事業報告書の提出)

第7条 主催者は、後援を受けた事業が終了した場合は、速やかに別紙様式第4号による事業実施報告書を提出しなければならない。

(後援の取消し)

第8条 事業の実施にあたり、第3条に掲げる要件を具備しなくなったと認めるとき、その他不適當な行為があると認めるときはこれを取消すものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、後援に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。